

政治分野への男女共同参画推進法の制定を求める意見書

本年 2017 年、女性参政権行使から 71 年となる。しかし、我が国の女性議員は衆議院で 9.5%、参議院ではさきの選挙で増加したが 20.7%である。参議院の女性議員比率は世界平均の 22.0%に近づいているが、衆議院の 9.5%は、下院あるいは一院制をとる列国議会同盟（I P U）193 カ国中 157 位（2016 年 8 月現在）と最低の水準である。地方議会においても女性議員比率は 12.1%と 1 割強にすぎず、女性議員が一人もない「女性ゼロ議会」は、全国の 20.1%にも上る。少子化、超高齢社会の諸問題、食糧や環境など生活の諸課題が重要な政治課題となっている今日、また社会のあらゆる場で女性の活躍推進が図られている中で、政策を議論し決定する政治の場への女性の参画は不可欠である。2015 年末に閣議決定した第 4 次男女共同参画基本計画においては、衆議院議員及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を 2020 年までに 30%とする目標を、政府が政党に働きかける際に示す努力目標として掲げている。しかし、さきの参議院選挙では、立候補者に占める女性の割合は全体で 24.7%であった。2020 年までに 30%という目標を達成するためには、これまで以上の施策が必要である。国会においてもこれまでの経緯を踏まえ、法制度において女性議員を増加させるための施策を定めることが、国、自治体のいずれの議会においても女性議員の増加を実現する確かな方策となり得るとして、議員立法が提案されている。よって、本町議会は、国会及び政府に対し、女性議員の増加を促し、男女がともに政策決定に協働し参画する「政治分野への男女共同参画推進」のための法律制定が実現されることを強く求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

平成 2 9 年 3 月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 大野敏行

提出先

内閣総理大臣 様
衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣府 様